

(別紙)

実施機関 遠野市長

諮問日 令和2年7月20日(令和元年度遠野市個人情報保護審査会諮問第1号)

令和2年10月8日(令和2年度遠野市個人情報保護審査会諮問第2号)

答申日 令和2年10月27日(令和2年度遠野市個人情報保護審査会答申第2号)

## 答 申 書

### 1 審査会の結論

遠野市個人情報保護条例(平成17年遠野市条例第21号)第5条第1項第7号の規定により諮問のあった令和2年7月3日付け遠総第121号及び令和2年9月29日付け遠総第220号について、諮問の内容を適当なものと認めたので答申します。

### 2 諮問内容

(1) 岩手医科大学いわて東北メディカル・メガバンク機構が実施する市民の健康追跡調査に係る個人情報の提供について

#### ア 諮問に係る説明の要旨

平成25年、岩手医科大学いわて東北メディカル・メガバンク機構(以下「IMM」という。)が、震災に伴う健康問題の把握及び予防並びに体質に考慮した個別化医療及び予防医療の開発のための健康調査として、個人情報の利用及び提供について同意が得られた県内参加者約3万人(遠野市民500人を含む)の健康調査を実施した。

調査参加者の追跡調査を行うことにより、これまで評価が難しかった地域の健康課題についても予防的観点から検討可能となり、地域医療環境の充実化を図ることができるため、IMMは、市に対し当該調査に係る個人情報の提供に同意した市民500人分の個人情報(住民基本台帳データ、介護保険データ)の提供を求めている。当該個人情報の提供に当たっては、実施機関に所属する職員がIMMから提供される匿名化情報照合システムを使用し、500人分の電子データの抽出及び匿名化処理を施した上で、そのデータをIMMに提供することになる。

当該システムを利用し、電子データを提供するためには、全市民の住民基本台帳及び介護情報の電子データを当該システムに入力する必要があり、実施機関以外のものが、個人情報を利用し、又は法律等に定めのない他の機関等に提供を行うためには、遠野市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第5条第1項第7号の規定により遠野市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、公益上の必要性その他相当の理由があると実施機関が認めて、処分を実施する必要があるため、審査会に諮問されたものである。

#### イ 利用又は提供に係る個人情報の内容

(ア) 当該調査への協力に同意した500名分の住民基本台帳に記載されている住民情報(氏名、生年月日、年齢、住所、郵便番号、死亡、転出状況)

(イ) 当該調査への協力に同意した500名分の介護情報(問診から介護認定状況まで)

## (2) 地区センター業務委託に係る指定管理者及び受注者への個人情報の提供について

### ア 諮問に係る説明の要旨

市では、昭和46年から市民センター構想に基づき、公民館に市民センター又は地区センターを併設して整備し、各地区センターに隣接するように学校施設の配置を行う等、生涯学習、地域づくり等活動に一体的に取り組むことができる活動拠点の整備を進めてきた。

急速な人口減少、少子高齢化による担い手不足、住民生活を支えるコミュニティ機能の低下等の課題に対応するため、遠野市では、地域の特性を生かしたまちづくりを目指し、各町の「地区まちづくり計画」策定や「モデル地区指定」を経て、「小さな拠点による地域づくり」として、令和2年10月1日から土淵地区センター業務を土淵町地域づくり連絡協議会に委託し、今まで以上に住民を中心としたまちづくりを進めていくこととしている。土淵町以外の各町においても、令和3年4月から順次、地区センター業務を委託する予定としており、地区センター業務を受託する指定管理者及び受注者には、地域の状態把握、災害時の避難者把握等、これまで地区センターが果たしてきた役割と同等の役割が求められる。

よって、指定管理者及び受注者が、地区センター業務を遂行するためには、これまで市から地区センターに提供されていた担当地区の住民世帯情報及び住民異動情報の提供を継続して利用する必要がある。

民間又は私人に住民世帯情報を提供し、又は利用させることは、個人情報を取り扱う目的以外の目的の利用に該当し、目的以外の目的に個人情報を利用する場合、本人の同意がある、個人の生命等を保護するため緊急かつやむを得ない等の特別の事情がない限り、条例第5条第1項第7号の規定により審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要性その他相当の理由があると実施機関が認めて、処分を実施する必要があるため、審査会に諮問されたものである。

### イ 利用又は提供に係る個人情報の内容

住民の世帯情報に関するもの（世帯番号、住所、世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主以外の世帯構成員の氏名、性別、生年月日及び世帯主との続柄）

## 3 審査会の判断理由

### (1) 岩手医科大学いわて東北メディカル・メガバンク機構が実施する市民の健康追跡調査に係る個人情報の提供について

I MMの調査は、国民の公衆衛生の向上と健康の増進に必要な科学的根拠をつくることを目的とした学術研究に当たり、公衆衛生の向上と増進という、国や地方公共団体の責務を推進するものと捉えられ、公益性があると考えられる。

また、I MMは、当該調査に係る個人情報の提供について調査対象者から同意を得た平成25年以降、調査対象者に対してアンケート等を実施した実績があることから、調査対象者には、現在も当該調査に協力する同意の意思が存在するものと推察される。

さらに、I MMから提供される匿名化情報照合システムは、入力された情報を対象者の情報のみ抽出した上で、暗号化を施すほか、対象者以外の情報は消去する仕様となっている。また、当該システムは、スタンドアロンで運用されるため、インターネットを通じた情報漏洩の可能性もなく、市と事業者でデータ提供に係る契約手続を行うことで、物理的及び技術的な安全管理措置がとられるものと考えられる。

なお、住民基本台帳法は、住民基本台帳の情報を電子データとして外部機関に提供するこ

とを規定しておらず、基本的には閲覧のみ許可されており、例外的な対応として住民票の交付が規定されている。この規定に基づけば、住民基本台帳に記載されている対象者の住民情報は、電子データによる提供ではなく、住民票の交付で対応することが、法令に準じた適切な対応であると判断される。

以上のことから、岩手医科大学いわて東北メディカル・メガバンク機構が実施する市民の健康追跡調査に係る個人情報の提供については、公益上の必要性が認められるため、本案件は妥当であると判断する。

#### (2) 地区センター業務委託に係る指定管理者及び受注者への個人情報の提供について

地区センターの業務は、遠野市の行政運営を図る上で必要不可欠なものであり、当該業務を実施するには、市の保有する個人情報を利用し、又は提供する必要があると認められる。

また、指定管理者及び受注者に個人情報を利用させるに当たっては、各地区センターに設置された施錠可能な書庫で個人情報を管理させる物理的な安全管理措置を講じるほか、個人情報の取扱いについて市から指定管理者及び受注者に十分な指導を施す人的な安全管理措置を施すこととしており、個人情報の適正な取扱いが確保されると考えられる。

さらに、市と指定管理者及び受注者で締結する地区センターの業務委託に関する基本協定書又は契約書において、個人情報の取扱いについて規定されており、当該協定書、契約書に基づけば、個人情報を保護する義務を課すことができ、併せて個人情報の取扱いに係り遵守すべき事項を再確認することができる。

以上のことから、地区センター業務委託に係る指定管理者及び受注者への個人情報の提供については、公益上の必要性が認められ、及び個人情報の取扱いが確保されるため、本案件は妥当であると判断する。

## 4 調査審議の経過

(1) 令和2年7月3日 諮問の受理

(2) 令和2年7月20日 審査

岩手医科大学いわて東北メディカル・メガバンク機構が実施する市民の健康追跡調査に係る個人情報の提供に係る諮問案件を継続審議とした。

(3) 令和2年9月29日 諮問の受理

(4) 令和2年10月8日 審査

審査会は、諮問実施機関からの諮問により、諮問書の添付書類（内容説明書及び法律等の関連資料）を踏まえ審査を行った。

## 5 付言

市は、地区センター業務委託に関し指定管理者及び受注者に個人情報を利用させることについては、個人情報の取扱いに関する取扱要領を作成し、及び当該要領に基づいた指導を行い、個人情報を適正に管理するよう要望する。

遠野市個人情報保護審査会

会長 荒田 昌典

委員 多田 恵美子

委員 畠山 信秀